

帰國者の裁判を考える会

東京都港区新橋2・8・16新橋石田ビル4階 救援連絡センター(気付 電話03(33591)11301  
郵便振替 00120-2-398834 「帰國者の裁判を考える会」 定価200円 年12回分 3000円

# ザ・パスポート



日本赤軍幹部・丸岡被告が重体

ダッカ事件（一九七七年）など二度の日  
航機乗っ取りでハイジャック防止法などに  
問われ、東京高裁で公判中の日本赤軍最高  
幹部・丸岡修被告（四五）が、拘置中の東京拘  
置所（東京・小菅）で肺炎が悪化、重体に  
なっていることが十三日、分かった。拘置  
所は病舎に収容し人工呼吸器をつけて治療  
している。丸岡被告はダッカ事件やドバイ  
事件（七三年）に関与したとされ、八七年  
十一月に帰国し逮捕された。九三年十二月、  
東京地裁で無期懲役判決を受け、控訴中。

丸岡被告の拘置続行  
東京拘置所で重体となっ  
ている日本赤軍最高幹部、  
丸岡修被告（四五）の弁護人が  
拘置執行停止を申し立てた  
のに対し、東京高裁（小林  
充裁判長）は十四日、これ  
を退けた。同拘置所に集中  
治療室があり、十分な治療  
が可能と判断したためとみ  
られる。

1996年2月26日発行

号外

丸岡さん、浴田さんから年賀状が届きました。次号に掲載しようと思っているうちに、丸岡さん重体のニュースが飛び込んできましたのです。

早く読者の皆さんにその後の経過を報告しなければならなかつたのですが、諸々の対応に追われ、ついつい遅れてしまいました。途中経過を報告します。

なお、3月の公判は延期されます。

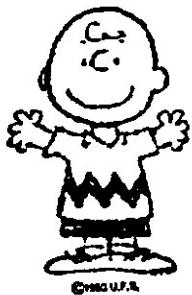


ペイルートのシャティーラ難民キャンプ(1995年春)

## 恭賀新年!

自身も社会も現状を否定することによって発展します。生涯闘争を頑張ります。人が人としてへらく生きられる社会を実現しましょう。

1996年元旦 丸岡修  
(〒124 東京都葛飾区小菅1-35-1-A)



同志・友人・知人の皆さん！

いよいよあった1995年がおわって  
いよいよやる1996年にになりました。  
私たちのみはひとつだから、  
人々が皆共に生きれる21世紀にあたるために  
事情のおまちもない人も、  
元気な人も、元気でない人も、  
今、この瞬間からいよいよ前進を  
開始しよう。  
敵の混迷は、それ自体だけ味方の  
強さにはなりえないのだから  
確実な力の形成を、共に!  
貪欲を勝利に転化する  
年にします!

1996年元旦 浴田由紀子



# 丸岡さん重体の経過

1996.2.22

私たちが丸岡さんの病状の悪化を知ったのは、2月10日です。9日東京拘置所から丸岡さんのお母さんに「至急東拘に来るよう」との連絡が入った。翌日は土曜日であり、面会不許可の日であるにもかかわらず面会が許される事に、お母さんは不吉な予感を感じ、早速弁護人に連絡を取り、私たちが知る事になったのです。2月8日午前中に支援の1人が丸岡さんに面会をしています。車椅子で点滴をしながら面会室に現れた丸岡さんは、一見して体調が悪い事が判り、いかにも苦しそうでした。支援者への連絡事項を伝えるだけで早々に切り上げました。そんなに苦しいのなら無理しなくともと思ったそうです。

昨年暮れ以降、手紙あるいは面会者に、風邪をひき持病の気管支炎の悪化も重なって、咳き込む度に汗をかき、歩行も困難であると訴えており、決して良い状態ではありませんでした。1月29日には病舎に入っています、レントゲンの結果、肺の8割にカゲが診られていたそうです。しかし、1月31日に点滴の必要がなくなったとかで、いったん病舎を出ましたが、2月8日午後3時頃に呼吸困難におちいり集中治療室に入らなければならない程に病状は悪化しいたのです。その結果、あわてた東拘当局は初めて家族に連絡を入れたのです。

<2月10日>お母さんと弁護人は集中治療室で丸岡さんと面会しましたが、意識がもうろうとしているらしく、呼びかけても反応が鈍く、手を握っても握り返す力が無かったそうです。東拘の医務官からは肺炎であると言う以外に病状説明はありませんでした。

<2月11日>日曜日は妹が弁護人と一緒に面会しています。この時は最悪の状態で、危篤状態と言っても言い過ぎではないものでした。自力呼吸が停止し、気管を開いて人工呼吸器を付け意識はまったありません。この時も家族や弁護人が、本当に肺炎（公式発表）なのか、他に原因は考えられないのか、と質問したのですが、東拘当局からの返答はありませんでした。この危篤状態は16日まで続くのです。

<2月13日>午前に弁護人が面会を要求したところ、会わせられる状態にないとの理由で拒否されました。結局午後お母さんと一緒に面会をしていますが、依然として予断をゆるさない状態が続いていました。この日弁護人は外の信頼できる病院に移すことを要求し、執行停止あるいは保釈を請求しましたが、外部医療機関と何ら遜色のない治療をしている。搬送中責任を負えない、との理由で、高裁裁判官小林充と高検検事梅村裕司は請求を却下してきました。

この後、弁護人と家族は連日面会しており、肺炎の原因菌はなにか？どの様な治療をしているのか？他の合併は認められないのか？など担当医務官に質問したのですが、明確な返答がないので、15日に裁判所に病状に対する「照会手続き」をしました。しかしわずか2時間後に「必要性を認めない」と返答が来たのです。

<2月17日>妹と従兄弟の面会では、若干の反応を示し、手を握ると弱々しいながらも手を握り返してきたそうです。この間裁判所も東拘も事の重大性に驚き、たてまえをかなくなり捨てて、土・日の面会を許可する等、精一杯の努力と誠意をしていると言うポーズをつくりつつありますが、要は最悪の事態を考え、自らの責任逃れに終始しているのです。

<2月19日>丸岡さん本人の頑張りもあって、意識も戻り1週間前に比べれば快復している様に思われます。この日弁護人は裁判所と東拘が緊密に連絡を取り合っているのだから、全ての報告書を公開する様「謄写申請」をしました。20日に弁護人にその僅か一部が開示されました。

## 当局の人権無視の不誠実な対応を糾弾する！

この様な危篤状態になるまで、おざなりの治療のみで放置してきた、東京拘置所、東京高検、東京高裁、法務省の責任は重大である。東拘医務部長橋本正夫は1月29日丸岡さんが喀痰に血液が混じると訴えていたにも関わらず、「抗生素を投与し、経過観察した」と高

検に「病況書」なるもので報告していますが、経過を観察しなければならない病状であったにもかかわらず、なぜ1月31日に一般房に戻したのか。この措置こそ重大な過失、医療ミスではないでしょうか。日本赤軍の活動家である丸岡さんに対する権力の憎悪が現れています。さらに2月8日には呼吸困難を訴えた丸岡さんを集中治療室に移して、血管確保、尿路確保、酸素吸入、昇圧剤投与などの全身管理を行なわねばならない程病状が悪化していたにもかかわらず、家族や弁護人に一切の連絡がなされていません。この事も私たちは重大な問題と捉えています。2月14日東拘所長赤塚は東京高検に対し丸岡さんの病状を報告しているのですが、その中で丸岡さんは「極めて重篤な状況にある」と認めつつも、外部病院に移すための拘留執行停止は必要ないと断言しているのです。その理由が本人の病状を考えるのではなく、ハイジャック犯（丸岡さんは無罪を訴え公判中）であり、国内の支援者に奪還される恐れがあるからだと報告しているのですから驚きです。ここには所長としての保身のみが課題であって、危篤状態の丸岡さんへの配慮は一切ありません。今回の事態を招いた原因は、治療とは名ばかりで、適当に薬を与え放置して置いた事にあるのです。獄中の人権は一切認めないという権力の実体が如実に現れています。

次に、公式見解では肺炎と言われているのですが、はたして肺炎が本当の原因なのか、あるいは他に原因は認められないのか。この点を質問しても、明確な回答が得られないので、私たちの信頼出来る医者に丸岡さんの診察をさせるべきであると要求しました。救援連絡センターから紹介していただいた清水医師は、家族や弁護人の面会時のやりとりや印象、使用されている医具などから判断し、具体的質問事項をまとめました。実際、心拡大が認められるというのであれば、心不全・拡張型心筋症・心筋炎・心弁膜症などは認められないのか。あるいは急性呼吸窮迫症候群の合併症は認められないのか、等の具体的質問を裁判所に「照会手続」をしたのですが、前述の様にわずか2時間後に、必要ないと言ってきのうです。一片の誠意も見られない返事に対し、弁護士会を通じて再度「照会手続」をしています。

現在危篤状態を脱したとはいえ、原因が明確になっておらず、適切な治療が行なわれているのか否かが判断出来ない以上、まだまだ安心できる状況ではありません。私たちは丸岡さんの病気を機に刑務所における、余りにもお粗末な医療の実体を知らされました。人権を無視した当局の対応に激しい怒りを覚えます。

私たちは引き続き、外部の病院で信頼出来る医師の診察を要求し、当局の医療内容の開示を要求します。獄中医療の改善を要求します。

この間多くの人々から励ましと協力を受けました。お礼申しあげます。報告が遅れた事をお詫びします。

### <緊急カンパのお願い>

この間、多くの弁護人が接見に入り、また、大阪からお母さんや妹さんが頻繁に上京されて、その旅費もたいへんな負担になっています。申し訳ありませんがこの緊急事態にたいして、カンパをよろしくお願ひいたします。

#### <カンパ送り先>

「帰国者の裁判を考える会」

東京都港区新橋2-8-16 新橋石田ビル4階

救援連絡センター一気付

郵便振替：00120-2-398834

「帰国者の裁判を考える会」